

附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係） 第九・七条2及び第十四・十条
2の規定に関する適合しない措置

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編 日本国の表

第一節 第二節に関する注釈

1 次節の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）及び第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に従って記載するものである。

(a) 第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）

(b) 第九・四条（サービスの貿易―内国民待遇）及び第十四・三条（投資―内国民待遇）

- (c) 第九・五条（サービスの貿易―最恵国待遇）及び第十四・四条（投資―最恵国待遇）
- (d) 第九・六条（サービスの貿易―現地における拠点）
- (e) 第十四・八条（投資―経営幹部及び取締役会）
- (f) 第十四・九条（投資―特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4 金融サービスについては、

- (a) 日本国は、第十一・四条（金融サービス―国内規制）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
- (b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくオーストラリアの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(ii)の規定に基づいて提供されるサービスであると認める。

5 航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第九・一条（サービスの貿易―適用範囲）2（a）の規定により第九章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6 第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二十一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7 この編の規定の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

第二節

二	一
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>全ての分野</p> <p>市場アクセス（第九・三条）</p>	<p>全ての分野</p> <p>概要</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>サービスの貿易及び投資</p> <p>（a） オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>（b） オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>（c） 後継企業の取締役、理事又は役員の内籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>

概要

内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
現地における拠点（第九・六条）
経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
サービスの貿易及び投資

1 日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供又はこれらの投資、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

2 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二条
競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第一条
モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条
小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条
当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第四条

	三	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	<p>全ての分野</p> <p>最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条） サービスの貿易及び投資</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>注 当該留保の対象には、当該二国間又は多数国間の協定の枠組みの下においてこの協定の効力発生の日の後に行われた見直し、改正又は自由化の結果として与えられる異なる待遇が、当該見直し、改正又は自由化の結果として新たに与えられるものである限りにおいて、当該異なる待遇を含まない。</p> <p>2 日本国は、1の注の規定にかかわらず、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>

	四	現行の措置
現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要
	<p>全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）</p>	<p>市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四條） 最恵国待遇（第九・五條） 現地における拠点（第九・六條） サービスの貿易</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この協定の効力発生時にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。</p> <p>2 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>注 この留保は、第十一・三条（金融サービス―新たな金融サービス）に規定する新たな金融サービスについては、適用しない。</p>

分野	小分野	産業分類	留保の種類	概要
航空宇宙産業	航空機産業	宇宙開発産業	市場アクセス（第九・三条）	サービス
			内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）	1 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
			現地における拠点（第九・六条）	2 日本国は、サービスの貿易一般協定第十六条及び第十七条の規定に基づく自国の約束に反しない限りにおいて、次に掲げるサービスを含む航空機産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保し、及び次に掲げるサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
			経営幹部及び取締役会（第十四・八条）	(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス
			特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）	(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス
				(c) 修理及び保守のサービス
				(d) 宇宙輸送サービス

	六
現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで</p>	<p>武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業</p> <p>市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条） サービスの貿易及び投資</p> <p>1 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス</p>

	七
<p>現行の措置</p> <p>(c) 修理及び保守のサービス</p> <p>武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第五条</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>分野</p> <p>情報通信業</p> <p>小分野</p> <p>放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>留保の種類</p> <p>市場アクセス（第九・三条）</p> <p>内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）</p> <p>現地における拠点（第九・六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十四・八条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）</p> <p>サービスの貿易及び投資</p> <p>概要</p> <p>日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>現行の措置</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p>

	八
<p>分野 小分野 産業分類</p>	
<p>教育、学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八一二 小学校 J S I C 八一三 中学校 J S I C 八一四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八一五 特別支援学校 市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） サービスの貿易及び投資</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで</p>
<p>概要</p> <p>日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条</p>	
<p>現行の措置</p>	

九	
分野 小分野	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業
産業分類 留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条） サービスの貿易及び投資
概要	<p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条及び第五条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第五章</p>
現行の措置	

十	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。） 市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条） 現地における拠点（第九・六条） サービスの貿易</p> <p>概要</p> <p>日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 日本国内の金融機関その他の団体であつて日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引</p> <p>(b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じて日本国の証券会社を通じた販売 注 勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。</p> <p>(c) 集団投資計画に対する次のサービス</p> <p>(i) 投資助言</p> <p>(ii) 資産運用サービス（次のものを除く。）</p> <p>(A) 信託サービス</p> <p>(B) 集団投資計画の運用に関係しない保管及び執行サービス</p>
---	---

十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	金融サービス 保険及び保険関連のサービス 市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四條） 現地における拠点（第九・六條） サービスの貿易 日本国は、オーストラリア内において設立されたオーストラリアの金融サービス提供者が提供す
	現行の措置	<p>注 この留保において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。</p> <p>(d) 附属書九（金融サービス）(o)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに附属書九（金融サービス）(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）</p> <p>注 この留保の(a)から(d)までの規定については、日本国は、オーストラリアの国境を越える金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。</p> <p>日本国は、附属書九（金融サービス）(e)から(p)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二條（サービスの貿易―定義）(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>金融商品取引法第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条</p>

十二	分野 小分野 産業分類	<p>漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業</p>
	<p>現行の措置</p>	<p>る次のサービスを除き、保険及び保険関連のサービスに関して第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(i)及び(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>(b) 再保険、再々保険及び附属書九（金融サービス）(d)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>(c) 附属書九（金融サービス）(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であつてこの留保の(a)及び(b)に記載されるサービスに関するもの</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p> <p>保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p>

留保の種類	概要	現行の措置
J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 市場アクセス（第九・三条）	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条） サービスの貿易及び投資	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (b) 集魚 (a) 水産資源の採取を伴わない調査
	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。	

十四	十三	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	
市場アクセス（第九・三条）	<p>現行の措置</p> <p>外国土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p> <p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）</p> <p>最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）</p> <p>サービスの貿易及び投資</p> <p>政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p>

十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	警備業 J S I C 九二三 警備業 市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条） 現地における拠点（第九・六条） サービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置 概要	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 最惠国待遇（第九・五条及び第十四・四条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条） 特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条） サービスの貿易及び投資 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四条及び第五条